

# 東京医科歯科大学文献複写規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第224号

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構図書館（以下「図書館」という。）に設置する文献複写装置による文献複写（以下「文献複写」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って受託する。ただし、図書館等の長が認めたときは、この限りではない。

第3条 文献複写を依頼する者は、あらかじめ図書館等の長が定める所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、その承認を得なければならない。

第4条 国立情報学研究所が提供する ILL 文献複写等料金相殺サービス参加機関（以下「NII 相殺サービス参加機関」という。）又はグローバル ILL フレームワークプロジェクト参加機関（以下「GIF 参加機関」という。）に属する者が、国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムにより申し込んだ文献複写料金については後納とする。

2 前項による後納の文献複写料金の請求は、国立大学法人等 NII 相殺サービス参加機関又は GIF 参加機関の定めるところによる。

3 第1項に該当しない者は、学内の部局等の依頼でその経費を振り替えるものを除き、文献複写料金を前納しなければならない。

4 いったん納付された文献複写料金は、いかなる理由があっても、返還しない。

5 文献複写料金徴収事務の取扱いについては、別に定める。

第5条 文献複写料金は別表に定めるとおりとする。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 別表 文献複写料金表

種 別	単 位	料 金（内 税）
電子複写方式による文献複写料（白黒・A3判）	1 枚	35 円

備考 A3判以下の用紙を使用した場合についても、A3判の料金とする。